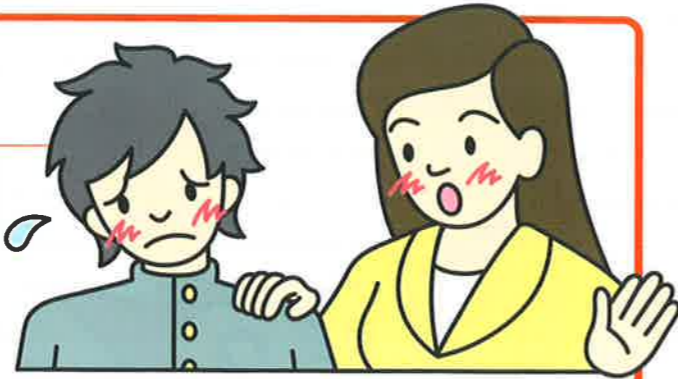


◎クーリング・オフ制度

突然の勧誘や強引な勧誘を受けて、納得しないままに契約してしまった場合には、**一定の期間内であれば、なんの不利益も受けることなく、無条件で契約をやめられます。**

クーリング・オフをおこなうには、契約した相手に、簡易書留など、きちんと証拠がのこる方法で解約を通知することが大切です。



❖ 下記のように記入したはがきを販売会社へ提出してください ❖

<p>右記日付の契約は解除します。 支払い済みの〇〇〇円を返金してください。 商品は引き取ってください。</p> <p>平成〇年〇月〇日 (契約者住所) 中央区中央〇丁目〇番〇号 (契約者氏名) 相談 太郎</p>	<p>50円</p>	<p>〇〇〇〇〇〇</p>	<p>販売会社の住所</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引内容</th> <th>適用対象</th> <th>クーリング・オフできる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問販売</td> <td>キャッチセールス、アポイントメントセールス等</td> <td rowspan="2">8日間 (契約書を受け取った日を含めて)</td> </tr> <tr> <td>電話勧誘販売</td> <td>電話勧誘による取引</td> </tr> <tr> <td>特定継続的役務</td> <td>エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス</td> <td rowspan="2">20日間 (契約書を受け取った日を含めて)</td> </tr> <tr> <td>連鎖販売取引</td> <td>いわゆるマルチ商法</td> </tr> <tr> <td>業務提供誘引販売</td> <td>内職商法、モニター商法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>クーリング・オフの方法 必要事項をはがきに書いて両面コピーをとって保管します。 はがきは、郵便局の窓口から簡易書留で出します。 支払ったお金は全額返金されます。商品引取り料金は業者負担です。</p>	取引内容	適用対象	クーリング・オフできる期間	訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間 (契約書を受け取った日を含めて)	電話勧誘販売	電話勧誘による取引	特定継続的役務	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス	20日間 (契約書を受け取った日を含めて)	連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法	
取引内容	適用対象	クーリング・オフできる期間																		
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間 (契約書を受け取った日を含めて)																		
電話勧誘販売	電話勧誘による取引																			
特定継続的役務	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス	20日間 (契約書を受け取った日を含めて)																		
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法																			
業務提供誘引販売	内職商法、モニター商法																			



クーリング・オフ制度を利用することで消費者が悪質商法から身を守ることができます。しかし、**クーリング・オフを利用するためには、さまざまな条件があります。利用する時には、必ずお家の人や消費生活センターに相談しましょう。**

クーリング・オフ制度って私たちの強い味方なんです。だまされた、と思ってもあきらめずに、**少しでも早く相談することが大事**なのね。



「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じるものがあたら、一人で悩まずに**すぐに家の人や消費生活センターに相談してください。**
早い段階で相談すれば、それだけ解決も早くなります。

中央区消費生活センター
相談専用ダイヤル **(3543) 0084** 平日9時~16時



悪質商法って何でしょう?

~そこにも、ここにも「悪質商法」が!~



「悪質商法」とは

うまい言葉でわたしたちに近づいて、高額な商品やサービス売りつける販売方法のことです。

売っている商品についてウソをついたり、**お金だけ払わせて商品を渡さなかったり、私たちがだましてお金もうけをしようとする悪い人たちがいます。「こんなはずではなかった」「知らないうちにだまされていた」ということにならないように、だます手口やパターンを知りトラブルに巻き込まれないようにしましょう。**

ハンバーガーを引き渡してもらう権利

ハンバーガーを渡す義務



代金を払う義務

お金を請求できる権利

◎その前に「契約」について確認しましょう。

契約は、**お互いの意思表示が合致したことによって成立します。**

たとえば、トモコさんがファストフード店に、ハンバーガーを買いに行き「ハンバーガーセットをください」と申し込み、店員が「かしこまりました」と言った時です。この時、トモコさんとお店の間には、左のような関係が生まれます。



契約とは、商品やサービスを売ったり、買ったりする時の法律上の約束のことで、**口約束だけでも成立します。**
いったん契約が成立すると、原則として一方的に取り消したり、解除をすることはできません。契約を守らなければ裁判に訴えられることもあります。**契約するつもりがなければ、断固として断る勇気が必要です。**



そこにも、ここにも「悪質商法」が!

悪質商法の手口

あなたの身の周りにひそむ「悪質商法」の代表的な手口を紹介します。
 この他にも、複数の手口をミックスした方法など、いろいろな方法があります。「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じたら、すぐにお家の人に相談しましょう。



消費生活センターへ連絡してください。
 早く相談すれば、解決も早くなります。
 一人で悩まないで!

◆ワンクリック詐欺

サイトにあった画像をクリックすると、突然、エッチな画像になってしまった。すると、「ご登録ありがとうございます。会費70,000円を振り込んでください」と表示された。はらわなくちゃいけないの?
 あわてて業者へ連絡を取れば、あなたの個人情報を相手に知らせることになってしまいます。入会や登録をしていないのに、そのサイトを見ただけで勝手に入会させられて、高い利用料金を一方的に請求されます。



絶対にお金を振り込んではいけません!
 無視してそのサイトをすぐ閉じて、そのサイトに行くのはやめることです。ゲームサイト・懸賞サイト・占いサイトには、危険がひそんでいることも多いので注意しましょう。

お金を振り込んじゃいけないのね。

◆マルチ商法

「簡単にもうかるバイトがある」「商品を売って会員を増やすだけで、マージンがどんどん入る」など景気のいいことを言って販売するための組織への入会を勧誘します。
 うっかり説明会などに行ってしまうと、入会に必要なだけ商品を買わされたりします。
 友人・知人からの紹介で広がり、実際には、うまくいわずに商品と借金が残り、友人までも失うことがあります。



おいしい話には充分注意して、いくら友達だとしても呼び出しには応じないようにしましょう。「断りにくい」などと遠慮せず、アヤシイと感じたらキッパリ断ること。

友達をなくすなんて!

◆キャッチセールス

「無料のネイル、試してみませんか?」「アンケートに協力お願いします」など、街で親しげに声をかけてお店などに連れて行きます。
 うっかりついて行ったら、逃げられないように複数の人で説得し、契約しなければ帰さないという雰囲気契約をせまってきます。

道で知らない人に誘われてもついていかない。親しげな誘いの言葉には、充分注意して、必要のないものはハッキリと断りましょう。

逃げられなくなっちゃうの? 勇気を出して断らなきゃ!

◆架空請求

メールやはがきで「有料サイトの利用料が未納、至急振込むように」など、契約した覚えのない請求が突然届きます。「回収に行く」「裁判を起こす」などの言葉に驚き、あわてて連絡したりすると、相手の知らない個人情報を知ることになり、さらに脅かされることになってしまいます。

身に覚えのない請求には、いっさい相手側には連絡などせず、無視することです。

不安につけ込むなんて!



連絡しないわ!



どうしたらいいの?



うれしい連絡にだまされないで!

◆アポイントメントセールス

電話や手紙、ケータイメールなどで「当選したので、プレゼントを取りに来て」「抽選でモニターに選ばれました」といったことばで事務所や喫茶店に呼び出し勧誘します。
 うっかり呼び出しに乗り出向いてしまうと、数人がかりのしつこい勧誘を受け、断りきれなくなり、無理やり高額な商品を買わされてしまいます。

覚えのない人から電話がかかってきたら、話を聞かずに切るようにしましょう。あやしい誘いには充分注意して、呼び出しには応じないようにしましょう。



どうしたらいいの?

どうしたらいいの?



そうか!



どうしたらいいの?



どうしたらいいの?

